

障害程度区分の説明会資料

日時：18年1月13日（金）

会場：三田共用会議所1階講堂

- 1 障害程度区分について
- 2 認定調査について
- 3 市町村審査会について
- 4 医師意見書について

★ 1月13日の説明資料について、誤字等を修正したものです。

障害程度区分認定の流れ（概要）

1. 申請受付

- 支給申請は、障害者等が行う。
なお、代理による申請も可能。
- 利用を希望する障害福祉サービスの種類等により、その後の障害程度区分認定の手続きが異なる。
 - ①介護給付の場合 →介護給付に係る障害程度区分認定が必要
 - ②訓練等給付の場合 →訓練等給付のスコア判定を行う
- ①については特に、認定調査及び医師意見書が必要となるため、
 - ・認定調査を行う（事業）者の選定（及び依頼）
 - ・医師意見書の作成を医師に依頼

【当面の扱い】

- ◆ 10月以降のサービス内容等の支給決定は、10月以降のサービス提供体制の状況の見通しが立ち、各市町村で支給基準が定められた後に行うことと等から、18年夏頃以降、順次行うこととなる。
- ◆ しかしながら、介護給付に係る障害程度区分認定には、認定調査や市町村審査会の二次判定など、時間を要することから、それまでの間は、10月以降にホームヘルプサービス等の居宅サービスを利用する見込みの者を中心として、介護給付に係る障害程度区分認定を行うこととなる。
- ◆ 各市町村における障害程度区分認定の時期は、対象見込み者数や体制等に応じて、各市町村で見込んでいただくこととなるが、春頃の段階においては、申請の段階でサービス内容等に係る詳細を必ずしも決める必要はなく、居宅サービスの介護給付の利用意向がある者を対象に、障害程度区分の認定までを終了しておく必要がある。

2. 認定調査

- 市町村又は委託した指定相談支援事業者等の認定調査員が、全国統一の調査項目及び調査票により、
 - ・本人及び家族等の状況、現在のサービス利用や日中活動の状況、介護者の状況、居住環境などの「概況調査」
 - ・心身の状態についての「アセスメント調査」（106項目）
 - ・その他特記事項について、調査する。
- 訓練等給付の申請についても、同じ認定調査を行う。

3. 医師意見書

- 二次判定において、一次判定を補足するための資料。
- 疾病、身体の障害の内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的見地からの意見を述べるもの。

4. 一次判定（コンピュータ判定）

- 市町村（審査会事務局）が、認定調査員により提出された調査結果を一次判定ソフトがインストールされたパソコンに入力して判定。
- 警告コードが発生した場合、医師意見書の内容と矛盾等がある場合には、認定調査員等に内容を確認する。

5. 二次判定（審査会）

- 市町村（審査会事務局）は一次判定結果、医師意見書及び認定調査特記事項を揃え、審査会（合議体）はこれらの資料の内容を踏まえ審査判定を行う。

6. 審査判定結果の通知

- 審査会は、その審査判定結果（程度区分、認定の有効期間（原則3年）、支給決定に係る審査会意見）を、市町村に通知する。
- 市町村は、当該審査判定結果に基づき、障害程度区分及び有効期間を認定し、程度区分及び認定の有効期間を申請者に通知する。
- 通知の際には理由も付記する。理由の記載内容は各市町村の判断とする。
- 通知の際には、不服申し立てに関する教示を行う。
- 認定結果についての疑問等については、第一義的には市町村で対応する。

【当面の扱い】

- ◆ 通常は、その後、引き続き、サービス内容等の支給決定プロセスに入る
が、当面の扱いとして、申請者に障害程度区分認定結果及び10月以降のサービス利用に係る支給申請受付時期（各市町村において設定）を通知。

※ 支給決定に係るプロセスの詳細については、今後提示する。

認定調査員等に対する研修について

市町村において、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、都道府県が中心となって、

- 認定調査員
- 審査会委員
- 主治医

の研修を行う。今年度については、「障害程度区分認定調査員等研修事業」として実施。

I 国が行う研修

都道府県及び指定都市が行う、「障害程度区分認定調査員等研修」、「市町村審査会委員研修」及び「主治医研修」の講師に対する研修を行う。

※ 平成18年1月13日開催

II 都道府県・指定都市が行う研修

1 研修の内容

(1) 障害程度区分認定調査員研修について

- 認定調査に従事する者が、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な認定調査を実施するために必要な知識、技能の習得及び向を目的とした研修を実施する。

(2) 市町村審査会委員研修について

- 審査会委員及び審査会委員に委嘱されることが予定される者に対して、障害程度区分認定における客観的かつ公平・公正な審査判定等を実施するために必要な知識、技能の習得及び向上を目的とした研修を実施する。

(3) 主治医研修

- 医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、意見書の記載がより適切に行われることを目的とした研修を実施する。

2 講師

Iの国の研修修了者等が講師となる。

3 日程

調査員や審査会委員として養成が必要な人数を市町村を通じて把握し、市町村と調整の上、研修日程を組むこと。

※ 別添「障害程度区分認定調査員等研修事業の実施について」参照

Ⅲ 平成18年度以降の都道府県が行う研修について

- 1 平成18年度からの「障害程度区分認定調査員等研修事業」は、地域生活支援事業のうち、都道府県が行う事業として位置付けられることとなる。
- 2 このため、平成18年度以降、都道府県は指定都市の認定調査員等も含めて研修を実施する必要がある。
- 3 なお、地方自治法上の事務の委託、都道府県の条例による事務処理の特例（権限委譲）の規定に基づき指定都市が研修を実施することは可能である。ただし、この場合も、国の補助金は都道府県事業分として配分されることになるので、都道府県の予算化が必要。



障発第1205005号
平成17年12月5日

各 都道府県知事 様
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害程度区分認定調査員等研修等事業の実施について

障害程度区分認定に係る調査に従事する者、市町村審査会委員及び主治医等に対する研修を実施し、また、市町村審査会の運営及び障害程度区分認定調査を試行することにより、障害程度区分認定事務の円滑かつ適正な実施に資するため、今般、別紙のとおり、障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱を定めたので、本事業の円滑な実施について十分配慮願いたい。

(別 紙)

障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱

1 目 的

本事業は、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図る。

また、市町村審査会の運営及び障害程度区分認定調査を試行することにより、市町村における新制度移行後の事務の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、3の(1)は都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)、3の(2)は市町村とする。

3の(1)については、その内容等が都道府県等が実施する研修と同等であると認められる場合、市町村等に委託することができる。

3 実施内容

(1) 障害程度区分認定調査員等研修

① 障害程度区分認定調査員研修

市町村職員、事業所の職員等であって、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。

(ア) 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的な考え方
- ・ 認定調査の実施方法(総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等)等

(イ) 研修課程

合計4時間程度以上を目安とする。

(ウ) 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

② 市町村審査会委員研修

障害者自立支援法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

(ア) 研修内容

- ・ 障害程度区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢
- ・ 障害程度区分認定基準の考え方(障害程度区分認定手続きの流れ、障害程度区

分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割)等

(イ) 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

(ウ) 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

③ 主治医研修

医師意見書を記載する(予定を含む。)医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

(ア) 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的考え方
- ・ 障害程度区分認定における医師意見書の役割
- ・ 医師意見書の具体的記載方法等

(イ) 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

(ウ) 受講者名簿

都道府県等は、受講者名簿を作成する。

(2) 市町村審査会運営等試行事業

① 市町村審査会運営試行事業

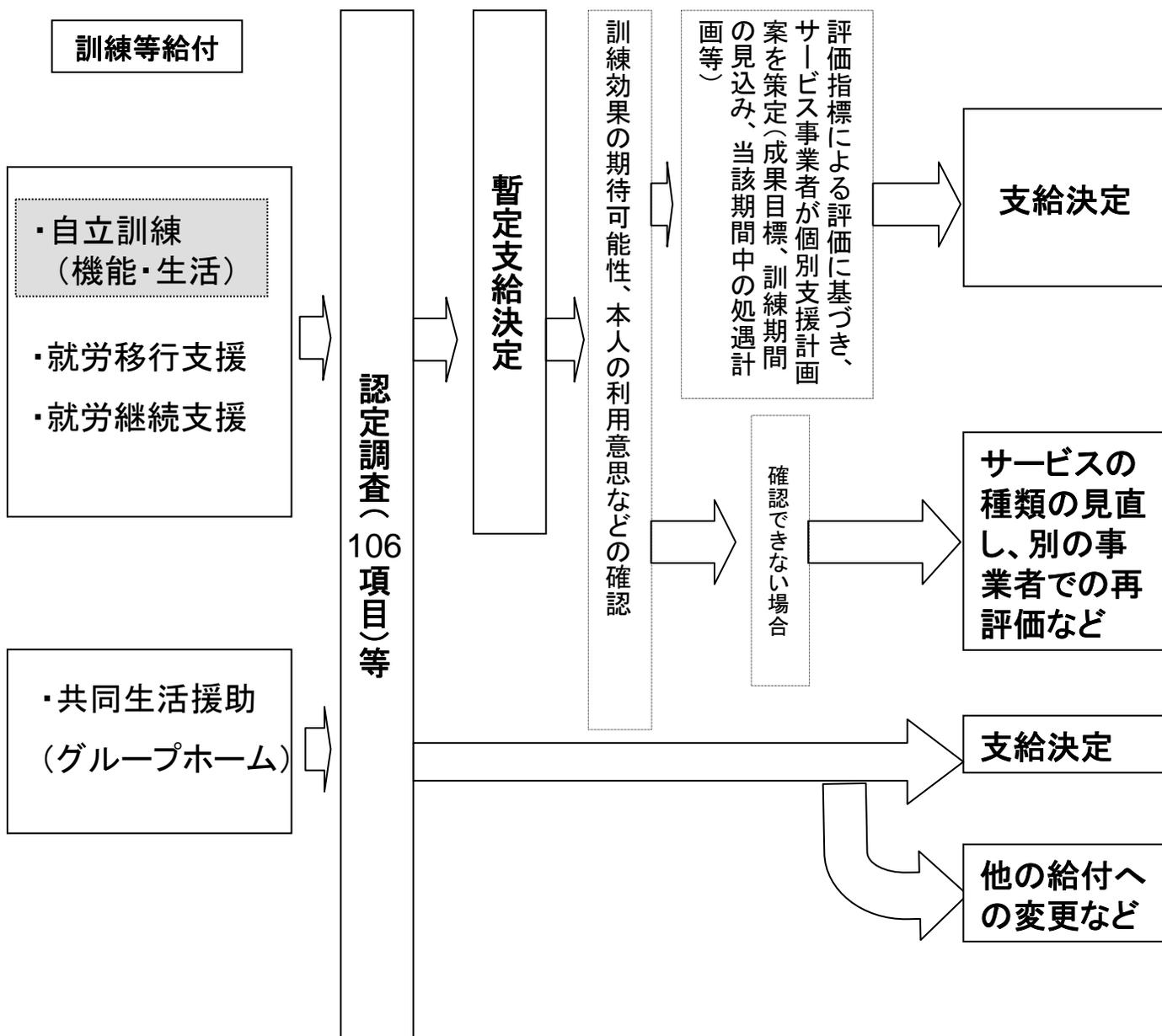
障害者自立支援法の円滑な施行のため、各市町村において試行的に審査会を設置し、審査を行う。

② 障害程度区分認定調査事業

障害者自立支援法の円滑な施行のため、5ケース程度試行的に障害程度区分認定調査員により、在宅の障害者の状況を認定調査し、障害程度区分の認定及びサービスの給付認定に必要な情報の収集を行う。

訓練等給付におけるスコアの取り扱い

- 利用希望者は、できる限り本人の希望を尊重し、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象とする。
- 当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、申請者の待機時間を考慮して、暫定支給決定の優先度を判定する。ただし、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業の場合には、待機期間に加えて、IADL・生活関連のスコアをあわせて勘案して判定する。



訓練等給付

自立訓練のスコアは表1、表2に基づいて得られる数値を合計した値である。

表1 IADLスコア表

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

表2 生活項目スコア表

口腔清潔	できる	0	一部介助	0.5	全介助	1.0
洗顔	できる	0	一部介助	0.5	全介助	1.0
整髪	できる	0	一部介助	0.5	全介助	1.0
薬の内服	できる	0	一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、4点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

障害程度区分について

1. 介護給付に関する障害程度区分

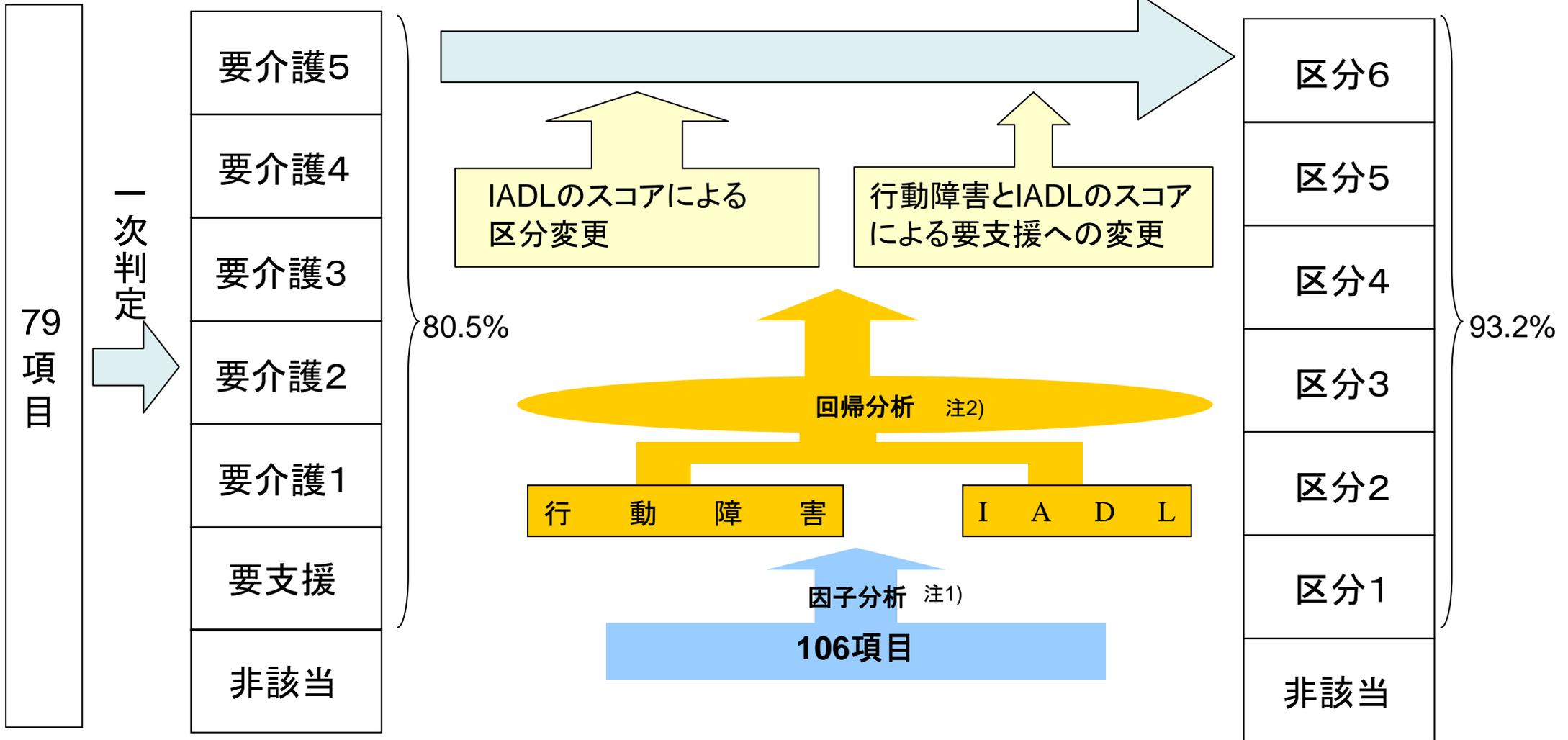
【基本的視点】

- 障害程度区分の開発に当たっては、透明で公平な支給決定を実現する観点から、以下の点を踏まえて行う。
 - (ア) 身体障害・知的障害・精神障害の特性を反映できるよう配慮しつつ、3障害共通の基準とする。
 - (イ) 調査者や判定者の主観によって左右されにくい客観的な基準とする。
 - (ウ) 判定プロセスと判定に当たっての考慮事項を明確化する。
- 今回の試行事業において、コンピューター判定に加え、審査会の二次判定を経て、96%が支援が必要と判定されており、ロジックの開発に当たっては、この結果をできる限り反映することを基本に考えていく。

【分析結果】

- 介護給付の対象となるホームヘルプサービス利用者(1423人)における試行事業の認定調査項目106項目について、共通の傾向でチェックされる項目をグループ化する因子分析を行ったところ、大きく6つの群(ADL(1群)、認知機能障害(2群)、行動障害(3群)、IADL(4群)、生活項目(5群)、精神症状(6群))が発見された。
- これらの群について、最終判定との関係について回帰分析をしたところ、既に1次判定で評価されているADL(1群)のほか、行動障害(3群)、IADL(4群)が有意であり、併せてこれらの群と変更度(1次判定から最終判定への変更度)の関係について以下のことが認められた。
 - ① IADLのスコアと最終判定結果との間に高い相関関係が認められること。
 - ② 行動障害(3群)及びIADL(4群)のスコアが一定以上の場合、非該当から要支援への変更が認められること。

試行事業の分析結果



注1) 多くの因子の関連性を分析し、相関関係の高い因子を推定する分析手法

注2) 複数の変数を用いて回帰式を求め、その相関関係に基づき分析結果を予測する方法

新ロジックを導入した場合の1次判定結果

80.5%

試行事業	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1次判定	277	340	369	108	86	95	148	1423
	19.5%	23.9%	25.9%	7.6%	6.0%	6.7%	10.4%	100.0%
新ロジック	非該当	区分1 (要支援)	区分2 (要介護1)	区分3 (要介護2)	区分4 (要介護3)	区分5 (要介護4)	区分6 (要介護5)	合計
1次判定	97	425	392	180	86	95	148	1423
	6.8%	29.9%	27.5%	12.6%	6.0%	6.7%	10.4%	100.0%

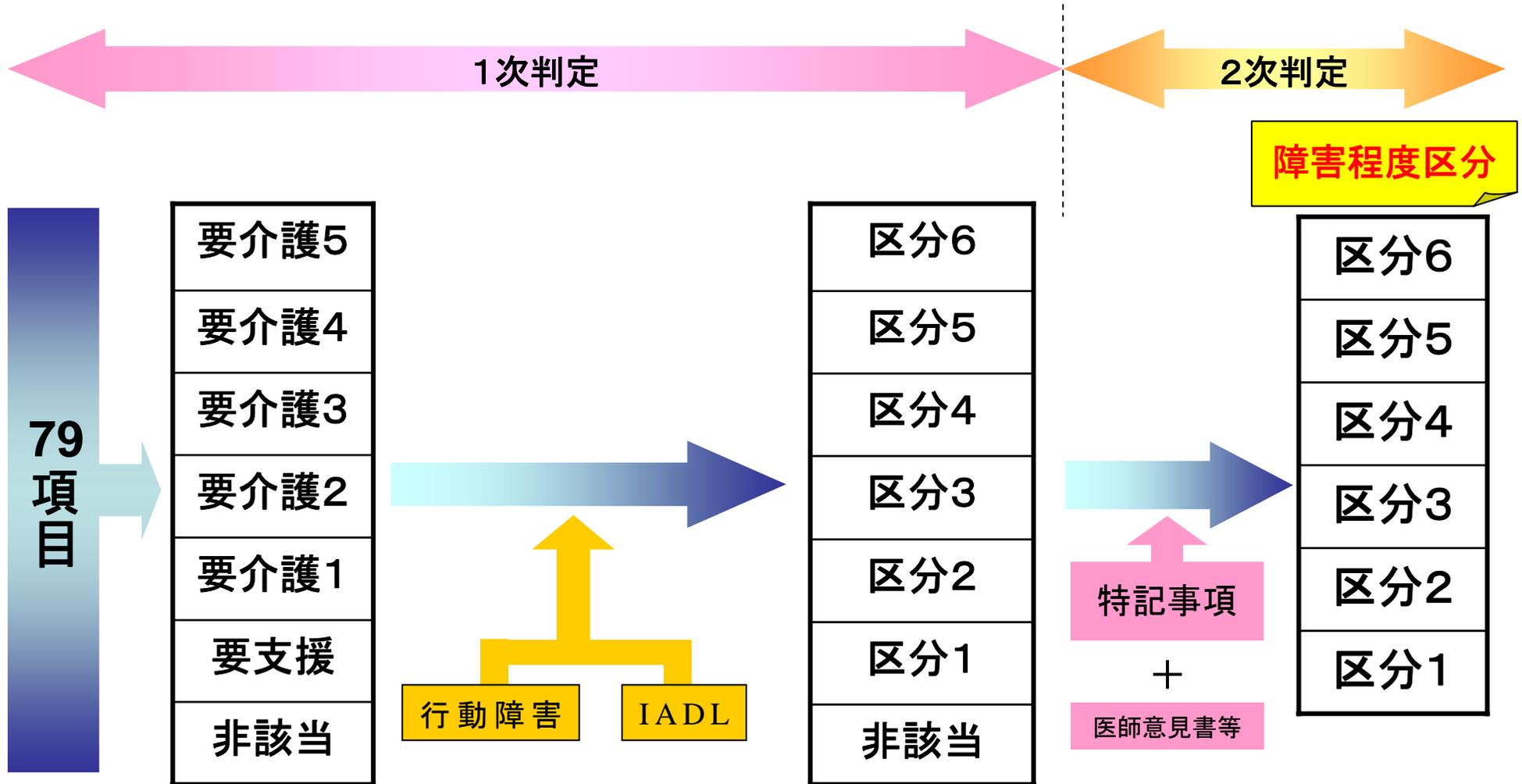
93.2%

注) 試行事業における最終判定では、要支援以上は96.4%

介護給付における障害程度区分の判定ロジック(案)

【障害程度区分】

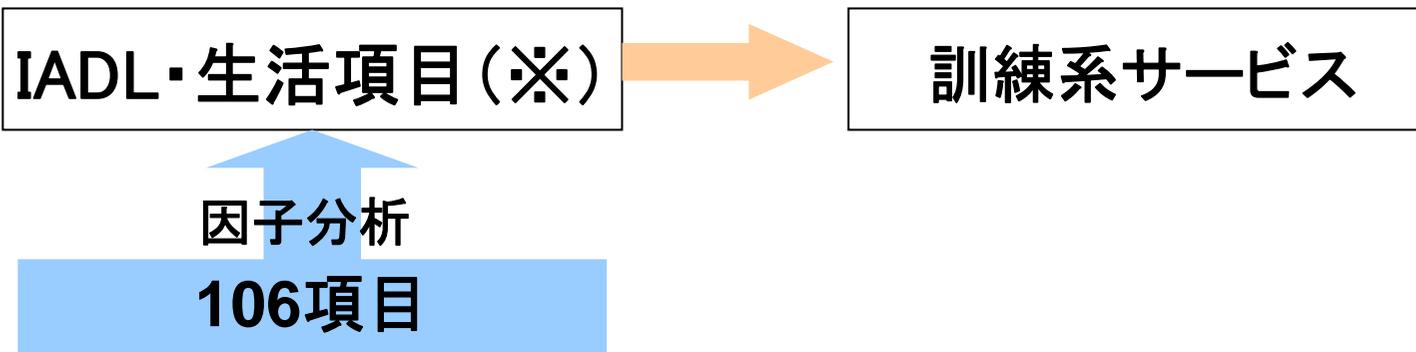
- 1 79項目の調査結果から一定時間以上の介護時間を要すると推計される状態
- 2 79項目の調査結果に加え、行動障害の頻度とIADLに係る支援の必要性に関する調査結果も勘案して1に相当すると認められる状態
- 3 106項目の調査結果、特記事項及び医師意見書も勘案して1に相当すると認められる状態



2. 訓練等給付

訓練等給付におけるスコアについて

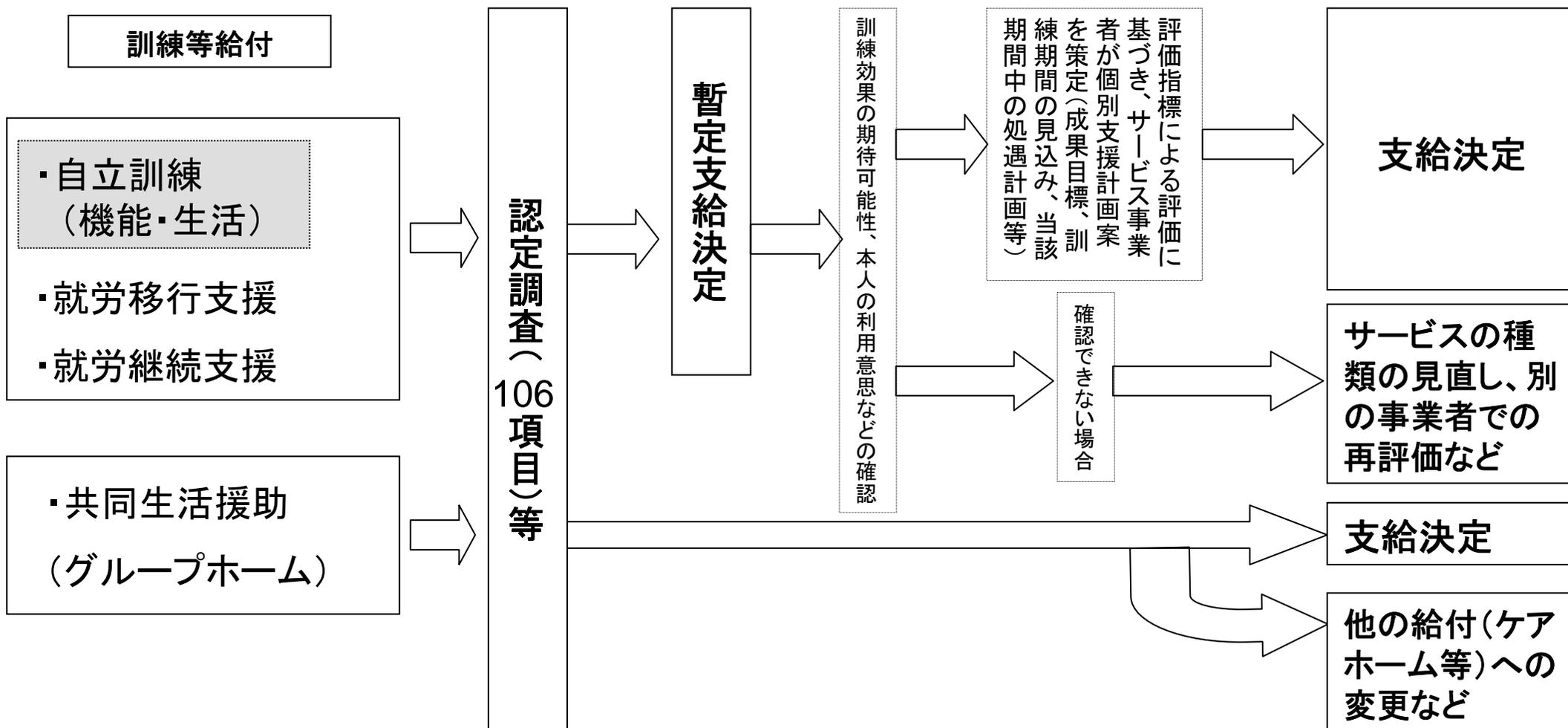
- 訓練等給付については、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて訓練等給付の支給決定が行われることになるが、仮に、当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、暫定支給決定に当たって、申請者の待機時間とあわせて、利用の優先度を判断するためにスコア(点数)を設けることを想定している。
- 今回の試行事業においては、市町村審査会において訓練系サービスの必要性に関する判断が行われたが、その結果に関し、106項目の因子分析等を行った結果では、IADL項目(4群)や生活項目(5群)の項目に該当した場合に有意であると認められた。



- ※ IADL 項目(7項目) : 掃除、洗濯、調理、入浴準備、食事の配下膳、買い物、交通手段の利用
生活項目(4項目) : 口腔清潔、洗顔、整髪、薬の内服

訓練等給付におけるスコアの取り扱い

- 利用希望者は、できる限り本人の希望を尊重し、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象とする。
- 当該地域において、定員を超えて利用希望があった場合には、申請者の待機時間を考慮して、暫定支給決定の優先度を判定する。ただし、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の場合には、待機期間に加えて、IADL・生活関連のスコアをあわせて勘案して判定する。



支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。

